高松市福祉有償運送運営協議会設置要綱

（設置）

第１条　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第７８条第２号の規定による福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第４９条第２号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）の登録の申請に係る同施行規則第５１条の７に規定する運営協議会として、高松市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

⑴　法第７９条の規定による福祉有償運送の登録、法第７９条の６第１項の規定による有効期間の更新の登録又は法第７９条の７第１項の規定による変更登録を申請する場合における当該福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

⑵　法第７９条の１２第１項第４号に規定する合意の解除に関する事項

⑶　福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

（組織等）

第３条　協議会は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、都市整備局次長（交通政策課担当）の職にある者をもって充てる。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、第１号から第６号まで及び第９号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、並びに第７号及び第８号に掲げる職にある者をもって充てる。

⑴　一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者

⑵　福祉関係団体の代表者

⑶　香川運輸支局長

⑷　一般旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表

者

⑸　高松市の区域内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人の代表者

⑹　香川県職員

⑺　高松市都市整備局交通政策課長

⑻　高松市健康福祉局健康福祉総務課長

⑼　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

６　前項の委嘱は、協議事項ごとに行うものとし、同項第１号から第６号までに掲げる者のうちから委嘱された委員は、当該協議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

２　協議会の議決方法は、別に協議会において定める。

３　法第７９条の２の規定による登録の申請をしようとする者は、協議会に出席し、当該運送の内容及び申請に関する意見を述べるものとする。

４　協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

５　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

（協議結果の取扱い）

第５条　協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（守秘義務）

第６条　会長及び協議会の委員は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（相談窓口）

第７条　福祉有償運送に関する特定非営利活動法人等及び福祉有償運送の利用者からの相談、苦情等に対応するため、道路運送法に基づく制度に関する内容にあっては都市整備局交通政策課に、福祉有償運送のサービスに関する内容にあっては健康福祉局健康福祉総務課に相談窓口を置くものとする。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、都市整備局交通政策課において行う。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２０年９月５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。